

生産物分類策定の基本的な考え方（案）

平成 29 年●月●日
総務省政策統括官（統計基準担当）室

1 策定の背景及び必要性

生産物分類とは、国際連合統計部が作成する中央生産物分類（以下「CPC¹」という。）によると、経済活動の産出物である生産物について、国内又は国際的な取引の対象となり得るすべてのもの及びストックに組み入れができるすべてのもの（輸送可能財・不可能財及びサービス）を対象とした分類であるとされている。

我が国には、現在、統計を商品別に表示する場合の標準として日本標準商品分類が存在するが、同分類は、①財分野のみでありサービス分野に関しては未整備、②利用状況は極めて低調、③平成 2 年 6 月を最後に改定が行われていない、などの状況にある。

このような状況の中、平成 21 年 4 月から全面施行された新しい統計法に基づき定められた「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）（以下「第Ⅰ期基本計画」という。）においては、「日本標準商品分類におけるサービスの取扱いについて研究を進め、新たな統計基準として設定することの可否を決定する」とされた。これを踏まえ、総務省では、関係府省及び学識経験者により構成される検討会議を開催し検討を行ったが、①各種統計調査が対象とする産業分野の商品相互を比較する機会が多くないこと、②国民経済計算の精度向上の観点から構築される商品分類体系が一次統計側の各行政ニーズと必ずしも一致しないことなどから、統計基準としての設定は行わないこととされた。²

その後、第Ⅱ期基本計画（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）においては、「各種経済統計の精度向上に当たっては、多面的な経済活動を把握するため、現在設定されていないサービスも含めて、需要サイドの概念による生産物分類の構築が有益である」ことから、「サービスの分野を含んだ、生産物分類の設定に向け、段階的に検討を進める」とされ、これを踏まえ、総務省において改めて検討を進めていた。

こうした中、平成 29 年 1 月に、内閣官房長官を議長とする統計改革推進会議が開催され、抜本的な統計改革のための検討が開始された。平成 29 年 5 月 19 日に公表された同会議の最終取りまとめにおいては、GDP 統計の精度向上を図るために産業連関表の供給・使用表（以下「SUT³」という。）体系への移行を行うこととされ、そのための基盤整備として、「総務省は、来年度までに、サービス分野について用途の類似性による基準を指向した生

¹ United Nations(2015) Central Product Classification Ver.2.1

² 平成 25 年度統計法施行状況報告（平成 26 年 6 月 16 日 総務省政策統括官（統計基準担当））

³ Supply and Use Table

産物分類を整備する。また、2023年度までに、財分野についても上記基準を指向した生産物分類の見直しを行う」とされた。

このようなことから、総務省では、平成29年5月26日に、生産物分類の策定に当たって、学識経験者等の幅広い知見を得ることを目的として生産物分類策定研究会を開催し、これまで5回にわたり、生産物分類の策定に際しての目的、分類基準、作業の進め方等の基本的事項について検討を行った。今般、これを踏まえ、「生産物分類策定の基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」という。）を取りまとめた。

今後、本基本的な考え方に基づき、個別分野の生産物分類の検討を進め、産業連関表のSUT体系への移行及びこれによるGDP統計の精度向上に資する生産物分類を策定する必要がある。

2 策定の目的

今回策定する生産物分類の目的は、GDP統計の精度向上を図るための産業連関表のSUT体系への移行に向けた基盤整備のため、SUTにおける生産額、投入額及び産出額推計の基礎となり、かつSUT体系の部門概念と整合的な生産物分類を提供することである。

あわせて、特にSUT作成に使用するデータを提供するものを念頭に、各種基礎統計における生産物の定義を統一化するための生産物分類を提供することも目的とする。

3 生産物の範囲

生産物とは、経済活動における生産の成果として産出される財及びサービスであり、国内又は国際的な取引の対象となり得るすべてのもの及びストックに組み入れができるすべてのものを含む。(注)

(注) 1 本分類に含まれるもの：

有形財（輸送可能財・輸送不可能財（建物等））

無形財（特許、商標、著作権等の知的財産等）

サービス

本分類に含まれないもの：

土地及び金融資産・負債

2 生産物の範囲には、政府サービス、企業内取引（本社サービス、自家輸送等）、自己勘定総固定資本形成（企業内研究開発、自社開発ソフトウェア等）についても概念上含まれるが、生産物分類として設定するか否かについては、個別に検討を行うものとする。

4 分類基準

今回策定する生産物分類は、経済活動における生産の成果として産出される生産物について、主に用途の類似性に着目して分類する。具体的には以下のような観点に着目する。

① 生産物の需要先

中間消費、民間又は政府の最終消費、固定資本形成（ストック）、輸出など、その需

要先がほぼ特定できる場合は、別の生産物として分類することを検討する。

② 生産物の代替性

代替性が高いものは同一の分類とすることを検討し、代替性が低いものは別の分類とすることを検討する。

また、分類に際しては、上記①及び②の観点に加え、一般的に認識される生産物の特性の違いや国際比較可能性についても考慮する。

5 基礎統計における報告可能性への配慮

産業連関表のSUT体系への移行により、使用するデータが企業側の報告しやすい事業所ベース等の情報となるため、原材料等の投入構造等についてより少ない仮定の下で推計が可能となり、推計精度の向上が期待されている。

したがって、今回策定する生産物分類は、基礎統計の報告者である企業及び事業所にとって報告可能なものであることが重要となる。生産物分類の策定に際しては、前記4の分類基準を基本としつつ、企業や関係業界団体等へのヒアリングやアンケート調査を通じて、企業及び事業所における売上高等の把握単位や統計調査での報告可能性等について把握しつつ検討を進める。

6 分類構成

最下層の分類項目数は、SUTにおける生産額推計の基礎となる項目数を確保できる程度の粒度を見込む。

中上位分類の構成については、用途の類似性（需要側視点）に基づく分類体系とし、生産物の代替性に加え補完性も考慮して分類を構築する。具体的な中上位分類の構築方法については、個別分野の生産物分類の検討と並行して検討を進める。

分類コードの付与ルールについては、中上位分類の構築方法と併せて検討を進めることとし、それまでの間は、作業用として暫定作業用分類コードを設定する。

7 他の統計分類との関係

国内及び国外の主な統計分類への対応については、以下のとおりとする。

- (1) 各種基礎統計及び経済指標の作成及び利用における利便性を確保するため、日本標準産業分類（以下「JSIC」という。）と今回策定する生産物分類の対応表を作成する。
- (2) CPC及び商品の名称及び分類についての統一システム（HS⁴）との対応表を作成する。

⁴ World Customs Organization(2017) Harmonized Commodity Description and Coding System

8 策定された生産物分類の取扱い

平成 30 年度までに策定するサービス分野の生産物分類については、各府省庁等の了解のもと、総務省政策統括官（統計基準担当）決定とする方向で検討する。また、今回策定する生産物分類の正式な名称についても、平成 30 年度までに検討する。

なお、生産物分類の統計基準化の是非については、平成 31 年度以降に実施する財分野の生産物分類の検討が終了し、財・サービスを含む生産物分類の全体像が明らかになった段階で検討する。

9 作業の進め方、体制

総務省は、本基本的な考え方に基づき、関係府省庁等の協力を得て分類原案を検討し、生産物分類策定研究会の意見を聴いて、生産物分類設定案を作成する。

具体的な策定作業の進め方等については、別途作成する作業手順書によるものとする。

10 スケジュール

当面の主なスケジュールは以下のとおり。

年 月	スケジュール
平成 29 年 10 月 11 月～	「生産物分類策定の基本的な考え方」の取りまとめ サービス分野の生産物分類設定案の個別検討
平成 31 年 1 月～ 3 月	各府省庁等への意見照会 サービス分野の生産物分類の決定（政策統括官決定（予定））
4 月～	財分野の生産物分類設定案の検討